

議案第 6 1 号

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市特別職職員の期末手当の支給率を改定するため、この条例を定めようとする。

関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関市特別職職員の給与等に関する条例（昭和43年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の関市特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の関市特別職職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。